

気象警報発令時の取扱い

【通常開館日】

- 午前 11 時の時点で特別警報又は台風による暴風警報が発令されている場合
在館している学生および入館する学生には速やかに退館(帰宅)を促す。
図書館入口にも学生対象に掲示をおこなう。
ただし、状況により、教育担当副学長が屋外より屋内が安全と判断した場合は、「退館(帰宅)指示」を保留する。
- 開館時間中に特別警報又は台風による暴風警報が解除された場合
掲示を取り下げ、通常どおり開館する。

【休日開館日】

- 午前 7 時の時点で特別警報又は台風による暴風警報が発令されている場合
終日臨時休館とする。
- 開館時間中に特別警報又は台風により暴風警報が発令された場合
発令された時点で、閉館する。
- 午前 7 時の時点で京阪電気鉄道(本線)が交通ストライキや不通により運休している場合
午前中臨時休館とする。
- 午前 11 時の時点で京阪電気鉄道(本線)が交通ストライキや不通により運休を継続している場合
終日臨時休館とする。

※特別警報又は台風による暴風警報の発令域は大阪府 3 区域(北大阪、東部大阪、大阪市)、京都府(山城中部)のいずれかの地域とする。